

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 「東日本大震災」の対応状況（関東地方整備局管内）

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震、「長野県北部の地震(3/12,4/12)」、「静岡県東部の地震」、「茨城県南部の地震(4/2,16)」、「東北地方太平洋沖地震の余震(4/7,11,12,13)」及び「千葉県東方沖の地震」における関東地方整備局管内の対応状況等について、情報を更新したのでお知らせします。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます

http://www.ktr.mlit.go.jp/saigai/kyoku_dis00000018.html

2. 東日本大震災を受け出水期の主な取り組みについて

東日本大震災により、堤防等河川管理施設は920箇所の堤防沈下、法崩れ、亀裂等の被災を受けました。このため、出水期に向けて堤防等の応急復旧を全力で取り組んできました。これらの取組状況等についてお知らせします。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000289.html

3. 平成23年度都市景観大賞【都市空間部門】、【景観教育・普及啓発部門】受賞地区、団体について

本年度は、全国各地からの応募の中から、別表にあるとおり、【都市空間部門】は、「大賞」3地区、「優秀賞」4地区、「特別賞」2地区が、【景観教育・普及啓発部門】は、「大賞」2団体、「優秀賞」7団体が選定され、関東地方整備局管内では、【都市空間部門】で、横浜市日本大通り・象の鼻地区が大賞、港区アークヒルズ地区が特別賞を、【景観教育・普及啓発部門】で、練馬区立富士見台小学校の「私たちの町に言葉の贈り物」活動が優秀賞を受賞しましたのでお知らせいたします。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000284.html

4. 歴史的風致維持向上計画の認定について

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)」第5条に基づき、富山県高岡市、神奈川県小田原市、長野県松本市及び埼玉県川越市から計画認定申請があったそれぞれの歴史的風致維持向上計画について、6月8日に主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)が認定を行いましたのでお知らせいたします。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000299.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 第35回「水の日」・「水の週間」の実施について

今年は、3月に発生した東日本大震災では多くの地域で断水が起き、多くの被災者の方々が水を求めるなど、普段当たり前のように使えた水が大きく脅かされたことから、水の恵み、水の大切さについて考えてもらう機会とするため、「水の恵み ～東日本大震災を機に考える～」をテーマとして、関係府省や都道府県等と連携し、全国的に水に関する啓発行事を実施していますのでお知らせいたします。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/water01_hh_000059.html

2. 第6回「土砂災害・全国統一防災訓練」の実施について

6月の土砂災害防止月間行事の一環として、地域住民、市町村、都道府県、国、防災関係機関による「土砂災害・全国統一防災訓練」を6月12日（日）を統一実施日として全国的に実施しますのでお知らせいたします。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/river03_hh_000343.html

3. PPP（官民連携）／PFIの推進のための案件募集について

国土交通省では、国土交通省成長戦略（平成22年5月17日策定）を受け、厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の新規投資及び維持管理を着実に進めていくため、従来のPFI制度に基づく事業を拡大するとともに、新たなPPP/PFI制度の構築と具体的な案件形成を推進しますのでお知らせいたします。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo08_hh_000038.html

4. 平成22年度土地に関する動向及び平成23年度土地に関する基本的施策（土地白書）について

土地白書は、土地基本法（平成元年法律第84号）第10第1項及び第2項の規定に基づき、土地に関する動向及び政府が土地に関して講じた基本的施策、また、講じようとする基本的な施策について、毎年国会に報告したものでお知らせいたします。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/land02_hh_000055.html

◆◆地域の動き◆◆

土砂災害による犠牲者「0」を目指して

群馬県 県土整備部 砂防課

1. はじめに

全国各地で頻発する土砂災害の教訓から、平成12年に土砂災害防止法が制定され、従来のハード対策と併せて、土砂災害の危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備などを行う、いわゆるソフト対策を推進することになりました。群馬県としてはこの方針に則り、土砂災害に関する情報の提供や円滑な避難行動のための取り組みを実施しております。

土砂災害防止法の目的は、行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」の相乗効果を図り、自助・共助・公助のバランスのとれた防災体制を構築することにあります。こうした取り組みの一環として、群馬県では平成16年度より土砂災害警戒区域の指定を行った市町村の中から毎年1～2地区をモデル地区として選定し、災害図上訓練（DIG）を実施しております。

2. 災害図上訓練（DIG : Disaster Imagination Game）

災害図上訓練とは、地域で大きな災害が発生した場合を想定し、地図への書き込みを通じて参加者全員が積極的に災害の対応策を考える訓練で、土砂災害が発生したときに、どのような被害が発生し、どのような対応をとる必要があるのかを住民自らが考えます。訓練の進行に当たっては、地元群馬大学大学院工学研究科の片田教授、金井助教の協力をいただきながら取り組みを進めてきました。

災害図上訓練の流れとしては、まず導入として土砂災害に関する基礎知識や過去の災害事例等について講演を行い、土砂災害とはどういったものなのかを知ってもらい、その問題点について考えるきっかけをつくります。その後はワークショップ形式により、地域における土砂災害の前兆現象や安全な避難場所、避難経路等の情報を住民の方に提供してもら



片田教授による防災講演会



い、地域独自の防災マップと自主避難ルールを作成します。その後、仕上げとして作成した防災マップ、自主避難ルールをもとに避難訓練を行います。

この災害図上訓練の優れた点は、行政が一方的に情報を提供するのではなく、住民自らが検討することにより、現実的な対応をとることができるという点と、地域における課題を把握し、共有することにより自助・共助意識の向上が図られるという点です。

住民主体による防災マップの作成



防災マップを基にした避難訓練

3. 今後において

先の東日本大震災において、避難することの大切さ、日頃の訓練の重要性が再認識されたところですが、土砂災害の危険性が高まった場合には、避難勧告に従って避難することも重要ですが、前兆現象の把握等により、自ら避難することが最善の方法といえます。特に最近の降雨状況（局所的集中豪雨等）を踏まえると、地域を特定し避難勧告等の指示を出すには限界があります。そこで、災害発生時に見られる前兆現象をもとに、住民が自ら判断して避難することは非常に重要です。

これらの取り組みを通じ、各市町村において警戒避難体制の整備が進むことで、土砂災害による犠牲者が「0」になることを切に願っております。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/soshiki/soshiki00000047.html>